

3. 感染症対策の広域的対応等

○感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針の改正（案）

改正案	現行
<p>第二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項</p> <p>四 感染症の予防のための対策と環境衛生対策の連携</p> <p>1 平時において、水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介する感染症の発生の予防対策を講ずるに当たっては、都道府県等においては、<u>蚊によって媒介される感染症の発生が懸念されることから、蚊が発生しにくい環境の確保に努めるとともに、「蚊に刺されないようにする」等の、地域住民に対する正しい知識の普及、蚊によって媒介される感染症の流行している地域等に関する情報の提供、カラス等の死亡鳥類数の調査、関係業種への指導等について感染症対策部門と環境衛生部門の連携を図ることが重要である。</u></p> <p>五 検疫所における感染症の国内への侵入予防対策</p> <p>4 検疫港又は検疫飛行場の一定区域内にある船舶、航空機等について、検疫感染症及びこれに準ずる感染症の病原体を媒介するねずみ族及び昆虫等のウイルス保有検査、蚊の発生動向調査等の調査を行い、航空会社等に対し、平素より自主的な媒介蚊対策を行うよう要請するとともに、必要に応じて、蚊の捕獲等の防疫措置を実施するとともに、関係行政機</p>	<p>第二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項</p> <p>四 感染症の予防のための対策と環境衛生対策の連携</p> <p>1 平時において、水や空調設備、ねズみ族及び昆虫等を介する感染症の発生の予防対策を講ずるに当たっては、都道府県等においては、地域住民に対する正しい知識の普及、情報の提供、関係業種への指導等について感染症対策部門と環境衛生部門の連携を図ることが重要である。</p> <p>五 検疫所における感染症の国内への侵入予防対策</p> <p>4 検疫港又は検疫飛行場の一定区域内にある船舶、航空機等について、検疫感染症及びこれに準ずる感染症の病原体を媒介するねずみ族及び昆虫等の調査を行い、必要に応じ防疫措置を実施するとともに、関係行政機関へ通報する。</p>

関へ通報する。

第三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

一 患者発生後の対応時の対応に関する考え方

5 事前対応型行政を進める観点から、都道府県等においては、特定の地域に感染症が集団発生した場合における医師会等の医療関係団体や近隣の地方公共団体との役割分担及び連携体制について、まん延の防止の観点からあらかじめ定めておくことが必要である。特に、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。）、痘そう等、感染力の強い感染症については、当該感染症の所見を有する者が空港等に到着した場合や、海外旅行から帰国した者が数日経過後に居住地や職場で当該感染症の所見を呈した場合等、具体的な事例を想定し、当該場所からの搬送方法や有症状者への医療の提供体制等についての具体的な行動計画を策定するものとする。

第三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

一 患者発生後の対応時の対応に関する考え方

5 事前対応型行政を進める観点から、都道府県等においては、特定の地域に感染症が集団発生した場合における医師会等の医療関係団体や近隣の地方公共団体との役割分担及び連携体制について、まん延の防止の観点からあらかじめ定めておくことが必要である。

第四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

三 都道府県における感染症に係る医療を提供する体制

1 都道府県知事は、主として一類感染症の患者の入院を担当させ、これと併せて二類感染症患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち、法第三十八条第二項に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、第一種感染症指定医療機関を、原則として都道府県に一か所指定する。この場合において、当該指定に係る病床は、原則として二床とすることとする。ただし、都道府県の地理的条件、社会的条件、移送に係る交通事情等により、複数の都道府県が第一種感染症指定医療機関の病床を確保することが効率的である場合には、一都道府県あたり二床を下回らない範囲において、複数の都道府県に係る第一種指定医療機関として、所在地の都道府県知事が指定することができる。

第四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

三 都道府県における感染症に係る医療を提供する体制

1 都道府県知事は、主として一類感染症の患者の入院を担当させ、これと併せて二類感染症患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち、法第三十八条第二項に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、第一種感染症指定医療機関を、原則として都道府県に一か所指定する。この場合において、当該指定に係る病床は、原則として二床とすることとする。

3 第二種感染症指定医療機関を、管内の二次医療圏(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の三第二項第一号に規定する区域をいう。以下同じ。)ごとに原則として一か所指定し、当該指定に係る病床の数は、当該二次医療圏の人口を勘案して必要と認める数とする。ただし、二次医療圏の地理的条件、社会的条件、移送に係る交通事情等により、複数の二次医療圏において第二種感染症指定医療機関を確保することが効率的である場合には、当該複数二次医療圏それぞれの人口を勘案して必要と認める病床数の総和を下回らない範囲において、これによらないで、指定することができる。

3 第二種感染症指定医療機関を、管内の二次医療圏(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の三第二項第一号に規定する区域をいう。以下同じ。)ごとに原則として一か所指定し、当該指定に係る病床の数は、当該二次医療圏の人口を勘案して必要と認める数とする。

第七 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

三 都道府県等における感染症の病原体等の検査の推進

1 地方衛生研究所は、一類感染症の病原体等に関する検査について、その有する病原体等の検査能力に応じて国立感染症研究所、他の都道府県等の地方衛生研究所等と連携して、迅速かつ的確に実施することが重要である。感染症が集団発生した場合は、地方衛生研究所に数多くの検体が持ち込まれ、病原体の解明が滞るおそれがあるため、都道府県等においては、各ブロック単位に、試験検査に関する相互の応援協定を定めるなど、必要な対応についてあらかじめ定めておくことが重要である。また、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の病原体等については、地方衛生研究所において、人体から検出される病原体のみならず、井戸水、水道水、環境中の病原体又は動物に由来する病原体についても、その検出を可能とするよう、人材の養成及び必要な資器材の確保を行うことが重要である。

第七 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

三 都道府県等における感染症の病原体等の検査の推進

1 地方衛生研究所は、一類感染症、二類感染症、三類感染症及び四類感染症の病原体等に関する検査について、その有する病原体等の検査能力に応じて国立感染症研究所、他の都道府県等の地方衛生研究所等と連携して、迅速かつ的確に実施することが重要である。また、五類感染症の病原体等についても、民間の検査機関においては実施不可能な五類感染症の病原体等の検査について、その検査能力に応じて実施できる体制を備えていくことが重要である。

第十 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策(国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する事項

五 予防計画を策定するに当たっての留意点

予防計画において緊急時における国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保に関する事項を定めるに当たっては、一から四までの事項を踏まえるとともに、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

- 1 国又は他の地方公共団体から派遣された職員若しくは専門家の受け入れに関する事項
- 2 感染症のまん延を防止するため必要な情報の収集、公表に関する事項
- 3 緊急時の指揮命令系統に関する事項
- 4 対策本部等の設置及び解散に関する事項

第十 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策(国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する事項

五 予防計画を策定するに当たっての留意点

予防計画において緊急時における国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保に関する事項を定めるに当たっては、一から四までの事項を踏まえることが望ましい。

感染症部会「感染症技術ワーキンググループ」における
感染症サーバイランスの見直しについて（今後の検討予定）

1 見直しの背景

感染症法制定時に策定されて以降、既に 5 年を経過した現行のサーバイランス体制について、新たな科学的知見に基づき見直しの必要性が生じたもの

2 検討の進め方

- (1) 現行疾患についての症例定義、届出の基準と事項、様式等について検討
- (2) 見直しの素案は、結核感染症課と感染研情報センターで作成
- (3) 検討結果は、平成 17 年 3 月を目途に、本ワーキンググループより感染症部会に報告

3 ワーキンググループメンバー

法令で規定する全ての感染症の症例定義の見直し等詳細な検討を要することから、既任命委員に加え感染症の分野に応じた委員を追加する。

感染症部会「エイズ・性感染症ワーキンググループ」における

「特定感染症予防指針」の検討について（今後の予定）

1 検討の背景

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第11条に基づき、現在、インフルエンザ、後天性免疫不全症候群、性感染症については、特に総合的に予防のための施策を推進する必要があるものとして、特定感染症予防指針が定められている。

特定感染症予防指針については、いずれも少なくとも5年ごとに再検討を加えることとされているが、後天性免疫不全症候群については平成11年10月に、性感染症については平成12年2月に策定されており、再検討の時期に当たっている。

2 検討の進め方

(1) 後天性免疫不全症候群及び性感染症の発生動向、若年者の行動様式の変化等を踏まえ、再検討を行う。

(2) 見直しのための素案は、疾病対策課と結核感染症課で作成する。

(3) 検討結果については、平成17年5月を目途に、本ワーキンググループより感染症部会に報告する。

3 ワーキンググループメンバー

エイズ及び性感染症について、最近の動向を踏まえて、総合的な検討を要することから、既任命委員に加え、感染症の分野に応じた委員を追加することとする。

「急性脳症」事例にかかる状況リスト

資料 4

	公表日	症例数	腎機能障害	スキヒラタケ 摂取	死亡例
新潟県	10月21日 (木)	21	18	21	6
山形県	10月21日 (木)	7	7	5	3
秋田県	10月22日 (金)	24	21	22	6
福島県	10月25日 (月)	2	2	2	0
石川県	10月26日 (火)	1	1	1	0
宮城県	10月26日 (火)	1	1	1	0
岐阜県	10月27日 (水)	1	0	1	0
福井県	10月29日 (金)	1	1	1	1
鳥取県	11月11日 (木)	1	0	1	1
合計		59	51	55	17

※ 公表日は、自治体が最初に今回の事例の公表を行った日。

※ 症例数等は、公表日以降の追加情報を加えた数値。

※ スキヒラタケの摂取は、現在確認がとれた者の数。

テロの未然防止に関する行動計画（概要）

平成 16 年 1 月 10 日
国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部

第3 今後速やかに講すべきテロの未然防止対策

3 テロに使用されるおそれのある物質の管理の強化

⑧生物テロに使用されるおそれのある病原性微生物等の管理体制の確立

生物テロを未然に防止するためには、これに使用されるおそれのある病原性微生物及び毒素（以下「病原性微生物等」という。）に関する適正な管理体制を確立し、テロリストがこれらの病原性微生物等を入手することを阻止することが極めて重要である。

この点に関し、米・英等諸外国においては、病原性微生物等を保有する施設に対し、国への登録等を義務付けることなどにより管理体制の適正化を図っているところであるが、我が国においては、研究者や施設管理者の自主性に委ねられているに過ぎず、必ずしもすべての施設で適正な管理体制が確立しているとは限らない。

そこで、厚生労働省、経済産業省、文部科学省及び農林水産省は、当面の措置として、人の生命、身体に危害を及ぼすおそれのある病原性微生物等を保有する施設に対し、保有している病原性微生物等の種類及び保管方法を国に対して定期的に届け出るよう指導することとする。

また、厚生労働省は、病原性微生物等に関する適正な管理体制の確立を図るため、感染症の病原体を保有している者に対し、国及び都道府県に対する届出を義務付けるとともに、病原体の譲渡の規制、国及び都道府県による報告徴収、調査及び立入検査等に関する規定を設け、違反等に対し行政処分を行い、又は罰則を科すことなどを内容とする法改正について検討を行い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正案を平成18年の国会に提出することとする。

動物由来感染症対策の強化について

(6月4日開催厚生科学審議会感染症分科会の意見を踏まえて)

平成16年7月9日 政令を改正し、獣医師等の届出対象の感染症及び動物として、サルの細菌性赤痢、鳥類に属する動物のウエストナイル熱及び犬のエキノコックス症を追加（平成16年10月1日施行）。

政令により動物輸入届出制度の施行日を平成17年9月1日と規定。

平成16年9月15日 省令を改正し、動物の輸入届出制度の届出対象動物として、「陸生哺乳類」、「鳥類」及び「げっ歯目及び兎目に属する動物の死体（ホルマリン及びエタノール標本を含む）」と規定するとともに、届出事項（添付書類を含む）及び衛生証明書の記載内容を規定。

省令を改正し、都道府県等が、感染症を人に感染させるおそれがある動物又はその死体に関する情報を入手した際に法15条に基づく感染症の発生の状況、動向及び原因の調査の迅速かつ的確な実施を確保するための実施規定を整備（16年10月1日施行）。

平成16年12月2日 ペット用サルの輸入を認めないことについて、パブリックコメントの募集を開始（平成16年12月31日まで）。

動物由来感染症に対する対策の強化について（意見）

（「輸入動物対策」と「国内の感染源動物対策」）

平成16年6月4日

厚生科学審議会感染症分科会

感染症法の改正に基づき新たに創設される動物の輸入届出制度については、動物由来感染症ワーキンググループでの検討を踏まえ、対象は「陸生哺乳類」、「鳥類」及び「げっ歯目の死体」とし、届出事項及び衛生証明書の内容は、げっ歯目について管理された施設において繁殖されたものであることを確認事項とする等、ワーキンググループ検討報告を参考に定めるべきである。なお、現在地域を限定して輸入が認められているサルについては、今後ペット用の輸入は認めないこととし、輸入されるサルは現行のエボラ出血熱等の検疫に加え、細菌性赤痢等に感染していない旨の証明書を求めるべきである。

さらに感染症法改正により4類感染症が獣医師等の届出対象に追加されたこと等を踏まえ、エキノコックス症対策、ウエストナイル熱対策等の推進を図るために、獣医師の届出対象疾病の追加を行う等、感染源動物の発生動向調査体制の整備を図るべきである。また海外から、我が国にない病原体を媒介する可能性のある蚊やねずみ族等が侵入する危険性の高い空海港地域においても、侵入動物対策の推進を図るべきである。

厚生科学審議会の構成について

厚生科学審議会

[30名以内] 厚生労働省設置法（平成11年7月16日法律第97号）により設置

感染症分科会

厚生科学審議会令（平成12年6月7日政令第283号）により設置

感染症部会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する重要事項を処理すること。検疫法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により厚生科学審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

結核部会

結核の予防及び結核の患者に対する医療に関する重要事項を処理すること。

生活衛生適正化分科会

厚生科学審議会令（平成12年6月7日政令第283号）により設置

科学技術部会

疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術に関する重要事項を調査審議すること。

医療関係者部会

保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の学校又は養成所若しくは養成施設の指定又は認定に関する重要事項を調査審議すること。

疾病対策部会

特定の疾患（難病、アレルギー等）の疾病対策及び臓器移植対策に関する重要事項を調査審議すること。

地域保健健康増進栄養部会

地域保健の向上、国民の健康の増進、栄養の改善及び生活習慣病対策に関する重要事項を調査審議すること。

生活環境水道部会

建築物衛生その他生活衛生に係る生活環境に関する重要事項及び水道に関する重要事項を調査審議すること。

生殖補助医療部会

精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療に関する重要事項を調査審議すること。

医薬品販売制度改正検討部会

医薬品のリスク等の程度に応じて適切な情報提供等がなされる実効性のある制度を構築するため、医薬品販売のあり方全般の見直しについて調査審議すること。

厚生労働省設置法（平成十一年七月十六日法律第九十七号）（抄）

（厚生科学審議会）

第八条 厚生科学審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 厚生労働大臣の諮問に応じて次に掲げる重要な事項を調査審議すること。

イ 疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術

に関する重要な事項

ロ 公衆衛生に関する重要な事項

二 前号ロに掲げる重要な事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。

三 厚生労働大臣又は文部科学大臣の諮問に応じて保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の学校又は養成所若しくは養成施設の指定又は認定に関する重要な事項を調査審議すること。

四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）及び生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

前項に定めるもののほか、厚生科学審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他厚生科学審議会に関する必要な事項については、政令で定める。